算式

（$\alpha - 1$）× 0.874 ＋1

［略］

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,318 千円× c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋c_4｝

（c_2 × c_3）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋c_4｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c_1　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第４条第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第６条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数並びに当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程について、同法第６条の２及び第８条の２の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数と同法第３条第１項及び第４条第２項並びに同令第１条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第７条第１項、第８条及び第９条の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数とを合算した数として文部科学大臣が調査した数の合計数

［略］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta - 1$）× 0.874 ＋1

［略］

［略］

D　次の算式によつて算定した額

算式

5,947 千円×（d_1 ＋d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.21）× d_3｝／（d_1 ＋d_2）+d_5］

d_1 ×（d_3 × d_4）、（d_2 × 1.21）、（d_2 × 1.21）× d_3 又は（d_1 ＋d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.21）× d_3｝／（d_1 ＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3 × d_4）又は｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.21）× d_3｝／（d_1 ＋d_2）に小数点

算式

（$\alpha - 1$）× 0.871 ＋1

［同左］

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,453 千円× c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋c_4｝

（c_2 × c_3）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋c_4｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c_1　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第４条第２項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第６条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数並びに当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する中学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の３第３項第３号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第６条の２及び第８条の２の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数と同法第３条第１項及び第４条第２項並びに同令第１条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第７条第１項及び第８条、第９条の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数とを合算した数として文部科学大臣が調査した数の合計数

［同左］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\beta - 1$）× 0.872 ＋1

［同左］

［同左］

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,302 千円×（d_1 ＋d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.20）× d_3｝／（d_1 ＋d_2）+d_5］

d_1 ×（d_3 × d_4）、（d_2 × 1.20）、（d_2 × 1.20）× d_3 又は（d_1 ＋d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.20）× d_3｝／（d_1 ＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3 × d_4）又は｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.20）× d_3｝／（d_1 ＋d_2）に小数点